

《湖東定住自立圏 地産地消の店認証事業》

「地産地消の店」の協力店を募集！！

新鮮でおいしく、安心・安全な圏域産物の域内消費を応援します。

「地産地消の店」とは？

「ごちそうさん！湖東産」をキャッチフレーズに、湖東圏域（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町）で生産された湖東産食材を意欲的に販売または使用している湖東圏域内の直売所、小売店、量販店、飲食店、宿泊施設および加工業者などの事業者を地産地消推進協力店として認証を受け、湖東産食材を積極的に応援する店舗のこと。

*湖東産食材・・・湖東圏域内において生産または収穫された農林水産物のこと。

認証対象

- (1) 飲食店、ホテル、旅館
- (2) 小売店、量販店、直売所
- (3) 食品加工業者

「地産地消の店」認証基準

以下の事項に該当する店舗等であること。なお、申請に当たっては、別添実施要領にて詳細をご確認ください。

申請料は無料



PR ポスター (59cm × 84cm)

共通事項

- ①「湖東圏域地産地消行動方針」の趣旨を理解し賛同していること。
- ②申請内容などを各市町の広報やホームページなどのメディアで紹介されることを承諾していること。
- ③食品衛生法、JAS 法等関連法令を遵守していること。
- ④トレーサビリティ管理により生産された湖東産食材であること。
- ⑤特産品として推奨する湖東産食材の利用拡大と積極的な PR を行う意欲があること。

飲食店、ホテル、旅館など

本事業で認証された販売店など（市場、直売所、量販店、小売店）で購入した湖東産食材または農家から直接購入した湖東産食材を、旬の時期において継続して2品以上使用し、メニューなどへ「湖東産」または「彦根市産」「愛荘町産」「豊郷町産」「甲良町産」「多賀町産」のいずれかであることを1品以上表示している事業所などであること。

小売店、量販店、直売所な

- ①直売所においては、年間営業日数が50日以上であること。
- ②量販店および小売店については、湖東産食材の売場面積が概ね2㎡以上常設していること。ただし常設については、旬の湖東産食材が取り扱えない時期は除く。
- ③「彦根市産」「愛荘町産」「豊郷町産」「甲良町産」「多賀町産」のいずれかを表示していること。

食品加工業者など

- ① 事業で認証された販売店など（市場、直売所、量販店、小売店）で購入した湖東産食材または農家から直接購入した湖東産食材を、旬の時期において継続して使用し、「彦根市産」「愛荘町産」「豊郷町産」「甲良町産」「多賀町産」のいずれかであることを1品以上表示している事業所などであること。
- ② 原材料表示に「彦根市産」「愛荘町産」「豊郷町産」「甲良町産」「多賀町産」のいずれかを明示していること。

その他

湖東圏域に本社を有する事業者等が、圏域外において湖東産食材を利用する場合で、当該活動が湖東産食材の消費拡大と PR に効果があると判断された場合は、圏域外にある事業所でも認証する場合がある。

「地産地消の店」として認証される

- ①PR 資材を配布します。
 - ②市役所ホームページやパンフレット（協力店マップ）に掲載し PR します。
 - ③協議会が主催または協賛する広報啓発にかかるイベントに参加。
- *PR 資材・・・ロゴマーク、PR ポスター、のぼり、プレート、その他。

申請書・受付期間・申込先（窓口）

- 申請書……………彦根市のホームページに掲載しています。
 - 受付期間……………随時
 - 申込先（窓口）……彦根市役所農林水産課
*TEL:0749-30-6118 FAX:0749-24-9676
- *申請方法は、申請書を申込先へ郵送または持参にて提出をお願いします。

- 地産地消メリット1 生産地や生産者が見える。新鮮でおいしい。
- 地産地消メリット2 地域経済が元気になる。新たな地域ビジネスが生まれる。
- 地産地消メリット3 輸送距離が短く輸送エネルギーを減らすことができ、環境にやさしい。